

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年2月17日 定例庁議	
開 催 日 時	平成26年2月17日（月）午前9時13分～午前10時43分	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、田中副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長、吉川都市建設部次長兼都市計画課長、比留間都市建設部次長兼道路交通課長</p> <p>（担当課）</p> <p>菅田健康づくり部次長兼健康づくり課長、佐甲同課長補佐、坂田同課健康推進係長</p> <p>（事務局）</p> <p>村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係山崎主事、稲葉秘書室長</p>	
会 議 内 容	<p>（1）あさか健康プラン21（第2次）について</p> <p>（2）平成26年第1回朝霞市議会定例会提出議案について</p>	
会 議 資 料	<p>（1）あさか健康プラン21（第2次） ～みんなでつくる健康のまち～（案）</p> <p>（2）平成26年度第1回朝霞市議会定例会提出議案について</p>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	
<p>会議録の確認方法</p> <p>出席者の確認及び事務局の決裁</p>		
そ の 他 の 必 要 事 項		

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【市長あいさつ】

### 【議題】

(1) あさか健康プラン21（第2次）について

### 【説明】

(担当課：菅田)

「あさか健康プラン21」の第2次計画は、国の「健康日本21（第2次）」、県の「健康埼玉21」の基本理念に基づいた、市民の健康増進を図る計画である。

第2次計画では、国の全体目標である健康寿命の延伸や、ライフステージに応じた心身機能の維持及び向上、健康を支え・守る地域社会づくり等の新たな健康課題を1次計画に加え、あさか健康プラン21推進メンバーと健康づくり推進協議会で作成した。

5ページでは、「あさか健康プラン21（第2次）」の基本的な考え方として、計画の理念を「健康な状態」の概念規定し、基本的な方向として、「すべての市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある朝霞の実現」を目指すべき姿として、5つの基本的な方向①健康寿命の延伸・健康格差の縮小②生活習慣病の発症予防・重症化の予防③社会生活を営むために必要な機能の維持向上④健康を支えるための社会環境の整備⑤生活習慣及び社会環境の改善とした。

続いて、7ページから19ページまでは、5つの基本的な方向の施策の展開をまとめたものである。

次に20ページから23ページですが、健康づくりは、行政の取り組みだけでは達成できない。市民ひとりひとりの「くらしの中から健康づくりの取り組み」が必要である。このことから、ライフステージ毎の健康づくり活動について、「ひとりひとりができること」の提案と、地域行政ができることを示した。

そして、最後の29ページは、健康づくり活動を推進するためのシンボル事業である。

なお、前回の政策調整会議で指摘があった点を修正・変更した。主な点は、2ページ上段の「市の目標値を中間目標で設定している理由を明記した。6ページから19ページの主な取り組みの事業担当課を来年度の機構改革に合わせて修正した。14ページの中断に、「健康あさか普及員」の説明と目標値を追加した。53ページから55ページにパブコメの結果を追加した。また、70ページの用語解説の追加である。

最後に今後の予定であるが、3月中に計画書を印刷・製本し、3月末に議員及び関係各所に計画書を配布、3月29日（土）健康づくり講演会において市民へ第2次計画のお披露目を行い、4月にダイジェスト版の配布、広報5月号において「あさか健康プラン21（第2次）」の周知を考えている。

以上が、あさか健康プラン21（第2次）の概要である。

[2月10日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

・この計画に記載されている目標値が平成29年度となっているが、本来この計画は平成34年度

を目標としているにも関わらず、中間的な平成29年度の目標値を使用していることについての説明が必要である。この点についての回答は、この計画は9年間と長いものであり、健康指標の変更を回避するため、平成29年度の中間的な数値をあえて目標値として使用している。平成34年度の目標については、平成29年度の結果等を踏まえて、最終的な目標値を算出して行く。

- ・ 県の数値を多く引用しているが、様々な年度から引用しているため平成29年度も目標値とどのように進捗状況を見ていくかとの難しさがあると指摘があった。この点については、保健統計そのものがこのような手法で行われているため、この手法で行わざるを得ないとの事であった。
- ・ 計画が平成34年度までの計画となっていながら、全体的に見ると平成29年度を目標とした計画に見て取れる。実質は前期計画の役割になるのではないかと指摘については、指標については、毎年評価できるものは評価を行い、全体をまとめて平成29年度に中間評価を行うとの事であった。

#### 【質疑】

(田中副市長)

- ・ 65歳の健康寿命は小数点第二位まで出す必要があるのか。

(担当課：菅田)

- ・ 県で小数点第二位まで出している。

(田中副市長)

- ・ 他の市も小数点第二位まで出して比較しているのか。

(担当課：菅田)

- ・ 県が各市のものを出しているが、小数点第二位まで記している。

#### 【結果】

- ・ 原案のとおり、決定とする。

#### 【議題】

(2) 平成26年第1回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(島村生涯学習部長)

- ・ 本議案は、工事請負契約の変更契約を締結することについてである。
- ・ 朝霞中央公園陸上競技場の改修工事に着手したところ、トラックなどのウレタン施行面積に誤差が生じていたことや、ウレタン部分に基礎から剥離しているなど著しい劣化の箇所が判明したため、変更するものである。
- ・ 本来なら、工事請負契約の変更契約を締結することについては議会に付さなければならないが、全体的な工事の行程を考慮した場合、議会を召集するいとまがないため、専決処分とした。

[質疑等]

なし

議案第2号 平成26年度朝霞市一般会計予算

(小林総務部長)

- ・第1条で記載してあるとおり、歳入歳出予算の総額は358億1,000万円で、前年度比1.9%の増、金額にして6億5,000万円の増となっている。
- ・第2条は継続費については、平成26年度から平成27年度までの2年度の事業で、男女平等推進行動計画策定事業を含む4事業である。
- ・第3条の債務負担行為については、高齢者住宅整備資金利子補給補助を含む6事業についてである。
- ・第4条の地方債については、庁舎施設耐震化事業を含む10事業と、災害援護資金貸付金、臨時財政対策債を加えた全12件についてである。
- ・第5条の一時借入金については、昨年度同様20億円を最高額としている。
- ・第6条の流用についても去年と同様である。
- ・歳入については、第1款の市税は、205億7,828万8,000円を計上しており、対前年度比0.3%の増となっている。
- ・第2款から第8款及び第10款については、平成24年度決算額、地方財政計画の伸び率、県の試算等により算定している。この内の第6款地方消費税交付金については、埼玉県 の推計による額を計上している。
- ・第9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、平成24年度の実績に基づき計上している。
- ・第11款の地方交付税については、普通交付税については平成25年度交付額と、地方財政計画の伸び率に基づいて算定した額を計上している。また、第10款の地方特別交付税については、3年度間の交付実績に基づき計上している。合わせて500万円の増額となっている。
- ・第13款の分担金及び負担金については、民生費負担金が約7,000万円、土木費負担金が約1,000万円の増額となっている。民生費は保育園入園児童保護者負担金現年分、土木費は赤野毛排水機場維持管理費負担金が増額となっている。
- ・第15款の国庫支出金については、前年度比12.6%増の、57億9,133万4,000円を計上している。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る補助金が5億1,266万2,000円の新規計上している。
- ・第16款の県支出金については、前年度比で24.3%増の23億5,659万7,000円を計上している。この件については、介護保険事業に係る地域密着型サービスの施設に対する補助金を計上した他に、認可外保育施設支援事業補助金が国庫補助金から県補助金に切り替わったことが増額の主な理由である。
- ・第17款の財産収入については、幸町3丁目にある、市が所有する水道施設の土地を水道事業会計に売却することによる収入である。

- ・第19款の繰入金については、地域福祉基金の廃止を予定している。そのため2,100万円を繰り入れている。
- ・第20款の繰越金については、4億円を計上している。
- ・第21款の諸収入については、前年度当初予算に対して8.6%減の10億649万9,000円を計上している。
- ・第22款の市債については、16億7,390万円の借入れを予定しており、前年度比で9.7%の増となっている。
- ・歳出については、第1款の議会費で、前年度比0.9%減の2億9,824万3,000円となっている。
- ・第2款の総務費については、前年度比4.3%増の41億6,059万1,000円を計上している。主な事業としてはテレビ埼玉データ放送サービス事業、広報あさか全戸配布事業、庁舎施設耐震化事業等を予定して計上している。
- ・第3款の民生費については、前年度比8.8%の177億8,624万9,000円を計上した。主な事業は臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業がある。その他、浜崎放課後児童クラブ保育室建設事業や民間社会福祉施設整備補助事業などがある。
- ・第4款の衛生費については、前年度比3.8%減の27億4,153万9,000円を計上している。
- ・第5款の労働費については、93.6%減の155万3,000円を計上している。
- ・第6款の農林水産業費については、前年度比4.5%減の7,317万6,000円を計上している。
- ・第7款の商工費については、前年度比2.1%増の2億5,530万2,000円を計上している。この中には、シティセールスイベント事業、商店街防犯カメラ設置補助等がある。
- ・第8款の土木費については、前年度比9.5%減の22億8,521万4,000円を計上している。黒目川桜並木管理事業、落橋防止対策事業の宮戸橋耐震補強工事負担金などがある。
- ・第9款の消防費については、前年度比3.8%減の12億5,450万2,000円を計上している。
- ・第10款の教育費については、前年度比11.9%減の37億2,991万2,000円を計上している。この中には、第二小学校特別支援学級の開設、博物館非構造部材耐震診断事業などを予定している。
- ・第11款の公債費については、前年度比0.9%減の31億6,770万円を計上している。
- ・第12款の諸支出金については、災害援護金資金貸付金、土地開発基金繰出金で601万9,000円を計上している。
- ・第13款の予備費については、前年度と同額の5,000万円を計上している。
- ・参考資料として、平成26年度一般会計当初予算資料に、基金の現在高現状調を載せており、財

政調整基金は平成26年度末現在高の見込みで4億5,186万8,000円であり、平成26年度当初予算の段階での残高である。

[質疑等]

なし

議案第3号 平成26年度朝霞市国民健康保険特別会計予算について

(藪塚健康づくり部長)

- ・第1条の歳入歳出予算の総額は、122億9,030万4,000円で、前年度比で2.4%の増となっている。
- ・歳入の概要については、第1款の国民健康保険税は、33億5,452万4,000円を見込み、前年度比で11.6%増となっている。保険税は長引く景気の低迷により、高齢者の支援金等税率の見直しを含んだものを計上した。
- ・第3款の国庫支出金の主なものは、国庫負担金の療養給付費等負担金が23億4,484万2,000円を計上したほか、国庫補助金では財政調整交付金を3億1,000万円計上し、国庫支出金の合計は、27億5,146万円で、前年度比で5.4%増となっている。
- ・第4款の療養給付費等交付金は、退職被保険者等医療費に対する社会保険支払報酬基金からの4億1,022万5,000円を計上し、前年度比で0.9%減となっている。
- ・第5款の前期高齢者交付金については、各医療保険者の加入者の占める65歳から74歳までの前期高齢者にかかる不均衡を調整するための交付金であり、22億3,009万6,000円を計上し、前年度比16.5%減となっている。
- ・第6款の県支出金は、県負担金では高額医療費共同事業負担金と特定健康診査等負担金で、県補助金では、財政調整交付金などで、合計が6億2,420万6,000円を計上し、前年度比2.9%減となっている。
- ・第7款の共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金が、3億3,295万7,000円で、保険財政共同安定化事業交付金は14億8,171万2,000円で合計が、18億1,466万9,000円を計上し、前年度比9.5%増となっている。
- ・第9款の繰入金の合計額は、8億8,193万1,000円で3.6%増となっている。
- ・第10款の繰越金は、その他繰越金として前年度繰越金を1億6,000万1,000円計上している。
- ・第11款の諸収入については、6,318万7,000円を計上している。
- ・歳出については、第1款の総務費は、2,218万3,000円を計上し、前年度比2.0%増となった。
- ・第2款の保険給付費第1項の療養諸費の内訳は、療養給付費事業、療養費の支給事業及び審査支払事業等を計上している。また、第2項の高額医療費では、一般及び退職の高額療養費事業等で、

- 第3項の移送費、第4項の出産育児諸費、第5項の葬祭諸費を合わせて合計は、77億9,382万6,000円で、支出総額の63.4%を占めており、前年度比で0.9%増となっている。
- 第3款の後期高齢者支援金等については、17億5,792万4,000円を計上し、前年度比7.3%増となっている。
- 第6款の介護納付金については、7億6,223万5,000円を計上し、前年度比1.2%増となっている。
- 第7款の共同事業拠出金については、歳入で説明をした共同事業交付金の原資でとなるもので、高額医療費及び保険財政安定化事業費などの拠出分として、17億3,897万9,000円を計上し、前年度比6.0%増となっている。
- 第8款の保健事業費については、1億9,045万1,000円で、前年度比1.9%減となっている。

[質疑等]

なし

議案第4号 平成26年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算について

(比留間都市建設部次長)

- 第1条の歳入歳出予算の総額は、17億4,875万円で、前年度比で1.6%増となっている。
- 歳入の概要は、第1款の分担金及び負担金については、旧暫定逆線引地区の下水道整備に係る下水道事業受益者負担金等である。
- 第2款の使用料及び手数料については、下水道使用量等で有取水量を1,322万 $\text{m}^3$ 見込んだものである。
- 第3款の国庫支出金については、下水道事業費の国庫補助金である。
- 第4款の繰入金については、一般会計からの繰入金で、雨水処理に係る経費のほか、事業運営のための繰入金である。
- 第5款の繰越金については、前年度からの繰越金である。
- 第6款の諸収入は、水洗便所改造資金の融資預託金返還金等である。
- 第7款の市債については、下水道工事に伴う、公共下水道事業債及び荒川右岸流域下水道事業債を見込んだものである。
- 歳出については、第1款下水道総務費の第1項総務管理費、第1目一般管理費の職員人件費は、下水道課職員12人分の給料の他に、職員手当等及び共済費を計上している。
- 下水道審議会運営事業については、下水道審議会委員の報酬、費用弁償等を計上している。
- 水洗便所改造資金貸付事業については、負担金、補助及び交付金の水洗便所改造資金融資利子補給補助金等を計上している。
- 使用料徴収事業の委託料については、水道部に委託している下水道使用料の料金徴収業務委託料

を計上している。

- ・一般管理事務費については、一般事務費のほか、埼玉縣市町村総合事務組合負担金などで、公課費は消費税を計上している。
- ・第2款下水道事業費、第1項下水道事業費、第1目の汚水維持管理事業は、需用費で仲町中継ポンプ場の光熱水費、マンホール蓋の交換などの施設等修繕料、役務費は仲町中継ポンプ場の電話料、委託料は仲町中継ポンプ場の委託料のほか、管清掃業務や水質検査等で、工事請負費は黒目川の侵入水防止工事を計上している。負担金、補助及び交付金は志木市の公共下水道利用にかかる維持管理負担金を計上している。
- ・下水道台帳整備事業については、委託料で下水道台帳作成委託料を計上している。
- ・第2目の雨水維持管理費については、需用費で排水機場の光熱水費、施設等修繕料。委託料は排水機場の保守点検、管清掃業務委託料を計上している。使用料及び賃借料は下水道用地の土地借上料、田子山下水道路維持管理事業は負担金、補助及び交付金で、志木市・新座市との共同事業で実施した田子山排水機場の建設に伴う負担金のほか、維持管理負担金を計上している。
- ・第3目の汚水建設費については、旧暫定逆線引地区の汚水管工事のほか、公供汚水枘設置工事などを計上している。私道排水設備工事助成事業については、負担金、補助及び交付金で、私道排水設備設置補助金を計上している。
- ・第4目の雨水建設費については、雨水管等整備事業のための管渠設計委託料、工事請負費は道路冠水を軽減するための雨水排水工事などを計上している。
- ・第5目の流域下水道事業費については、負担金、補助及び交付金で、荒川右岸流域下水道維持管理負担金を計上している。
- ・第3款公債費、第1項公債費、第1目の元金については、元金償還事業で、公共下水道事業債、流域下水道事業債の元金を計上している。
- ・第2目の利子については、利子支払事業で、公共下水道事業債、流域下水道事業債の利子を計上している。
- ・第2表の債務負担行為については、朝霞市水洗便所改造資金融資あっせん制度による金融機関の貸付金に対する損失補償と利子補給補助である。
- ・第3表の地方債については、下水道事業債の限度額、利率等を定めたものである。

[質疑等]

なし

議案第5号 平成26年度朝霞市介護保険特別会計予算について

(藪塚健康づくり部長)

- ・平成26年度朝霞市介護保険特別会計予算の総額については、歳入歳出それぞれ51億2,59



6万1,000円で、前年度比で、4.8%増となっている。

- ・歳入の第1款の保険料については、第1号被保険者保険料で、11億8,846万4,000円を計上している。
- ・第3款の国庫支出金については、介護給付費負担金などで、負担金と補助金を合わせて、9億6,075万9,000円を計上している。
- ・第4款の支払基金交付金については、40歳から64歳までの介護給付費交付金などで、14億3,303万4,000円を計上している。
- ・第5款の県支出金については、介護給付費負担金などで、負担金と補助金を合わせて、7億4,361万3,000円を計上している。
- ・第7款の繰入金については、一般会計及び基金からの繰入金で、合わせて8億8万3,000円を計上している。
- ・歳出の第1款総務費については、9,748万1,000円となっている。
- ・内訳は、第1項総務管理費の介護保険事務の電算機借上料等を計上している。
- ・第3項介護認定審査会については、5,519万3,000円で、介護認定審査事業費の3,658万3,000円、介護認定調査費の1,861万円を計上している。
- ・第2款保険給付費については、49億1,492万8,000円で、歳出総額の95.9%を占めている。
- ・第1項介護サービス等諸費は43億354万7,000円である。
- ・内訳は、第1目の居宅介護等サービス給付費が、17億6,228万9,000円である。
- ・第2目の地域密着型介護サービス給付費については、4億8,295万8,000円である。
- ・第3目の施設介護サービス給付費については、18億4,469万円である。
- ・第6目の居宅介護等サービス計画給付費については、1億8,967万9,000円である。
- ・第2項介護予防サービス等諸費は3億1,568万5,000円である。
- ・内訳は、第1目介護予防サービス給付費で、2億6,489万2,000円である。
- ・第5項の特定入所者介護サービス等費については、介護施設等を利用した際の居住費、食費分について、低所得者の方への保険給付として、特定入所者介護サービス費、1億8,404万9,000円を計上している。
- ・第3款地域支援事業費については、介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業を実施するもので、1億599万2,000円を計上している。

[質疑等]

なし

議案第6号 平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算について

(藪塚健康づくり部長)

- ・平成26年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算の総額については、歳入歳出それぞれ10億6,841万円で、前年度比で、4.7%増となっている。
- ・歳入の、第1款後期高齢者医療保険料については、埼玉県後期高齢者医療広域連合による算定に基づいて、9億1,099万5,000円を見込んでおり、歳入総額の85.3%を占めている。
- ・第2款の繰入金については、1億5,526万3,000円を計上している。
- ・内訳は、第1項一般会計繰入金の事務費繰入金が1,808万円であり、また、低所得者等の保険料軽減として、県と市の負担による保険基盤安定繰入金が1億3,718万3,000円である。
- ・第3款繰越金と第4款諸収入の合計が215万2,000円である。
- ・歳出の、第1款総務費が、1,308万円を計上して、前年比5.3%の増となっている。
- ・内訳は、第1項総務管理費、第1目一般管理費で、549万8,000円を計上している。
- ・第2項の徴収費については、保険料徴収事業の経費として、758万2,000円を計上している。
- ・第2款後期高齢者医療広域連合納付金については、市で徴収した保険料と低所得者等への県と市からの基盤安定繰入金を合わせて、10億4,827万8,000円を計上している。

[質疑等]

なし

議案第7号 平成26年度朝霞市水道事業会計予算について

(田中水道部長)

- ・第2条の業務の予定量については、給水戸数が61,068戸、年間総給水量は1,583万 $\text{m}^3$ で、一日平均給水量が4万3,370 $\text{m}^3$ と見込んでいる。
- ・県水受水量は、1,108万1,000 $\text{m}^3$ を見込み、受水率は、前年と同率の70%である。
- ・主要な建設改良事業については、導配水管耐震化工事である。
- ・第3条の収益的収入及び支出について、収入の第1款水道事業収益は、23億6,824万1,000円で、前年比13.4%の増、支出の第1款水道事業費は、20億7,906万7,000円で、前年比5.7%の増である。
- ・水道事業収益から水道事業費を差し引いた純利益は、2億8,917万4,000円を見込んでいる。
- ・収入については、第1項営業収益の、収入総額の80.6%を占める水道料金で、19億997万4,000円を見込み、第2項の営業外収益では、水道利用料金加入金で、1億8,345万3,000円で、この2つの合計で収入全体の88.4%を占めている。

- ・支出については、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費の中で、支出総額の35・6%を占める、県水受水費7億3,935万1,000円である。
- ・第6目の減価償却費については、4億620万9,000円である。
- ・第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費については、1億5,868万2,000円である。
- ・税抜供給単価は124円55銭、給水原価は137円37銭、12円82銭の逆ざやとなり、前年比で5円26銭の増となっている。
- ・第4条の資本的収入及び支出について、収入の第1款基本的収入は、1,182万7,000円で、前年比204.2%の増、支出の第1款基本的支出は、13億8,477万9,000円で、前年比68.1%の増となっている。
- ・資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、13億7,295万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金などで補てんするものである。
- ・主な支出については、第1項建設改良費、第1目建設費では、旧朝霞第四小学校正門前にある第10号取水井用地を一般会計より購入する4,611万6,000円、第2目建設改良費では、導水管耐震化事業、泉水浄水場着水井更新事業、水圧不足改善及び老朽管更新事業に係る布設替工事や舗装復旧工事など、9億3,598万4,000円のほか、第2項企業債償還金の3億5,189万2,000円などである。
- ・第5条の継続費は、泉水浄水場着水井更新事業については、総額及び年割額などを設定するものである。
- ・この事業については、泉水浄水場着水井は昭和46年から運用を開始し、42年経過しているため、耐震性を確保するための工事である。安定した圧力及び流用を利用した小水力発電を利用し、環境に配慮した再生可能エネルギーを確保して、電力会社に売電を考えている。

[質疑等]

なし

議案第8号 平成25年度朝霞市一般会計補正予算（第3号）について

(小林総務部長)

- ・補正額は、歳入歳出ともに、2億6,449万6,000円で、補正後の一般会計予算額は、368億502万9,000円である。
- ・第2表の継続費補正については、第5次総合振興計画策定事業の中の、事業の進捗に伴い、事業の総額、年割額を変更するものである。
- ・第3表の繰越明許費については、平成25年度に前倒して実施する庁舎施設耐震化事業を含む、6事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。
- ・主なものとして、庁舎施設耐震化事業のほか、消防費の消防団無線デジタル化事業、教育費の小・

中学校の耐震改修事業などがある。

- ・第4表の地方債補正については、中学校耐震改修事業を含む3事業を追加し、中央公園陸上競技場改修事業及び小学校耐震改修事業について事業実績に合わせて借入額の変更を行うものである。
- ・歳入の第1款市税については、たばこの売り上げ本数増加による、市たばこ税を6,600万円増額する一方、個人市民税が2億756万円、法人市民税が、5,739万2,000円を減額するものである。それにより1億9,895万2,000円の減額となっている。
- ・第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金については、交付実績を基に、決算見込額を積算して補正したものである。
- ・第9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金については、交付額が確定したため、564万6,000円を減額したものである。
- ・第15款の国庫支出金については、実績に伴う補正のほかに、事業の前倒しによる、庁舎施設耐震化事業の耐震補強工事基本設計委託に対する社会資本整備総合交付金や、小・中学校の体育施設等の耐震改修事業に対する学校施設環境改善交付金などを増額するほか、地域の元気臨時交付金を交付してもらえることになったため、新たに計上することにより、1億8,238万8,000円の増額をしている。
- ・第16款の県支出金については、実績による増額で、2,188万5,000円を増額している。
- ・第17款の財政収入については、財政調整基金などの預金利子を増額するほか、年度当初から予定していた本町などの3ヶ所の保留地を売却したことによる540万8,000円の増額を計上している。
- ・第18款の寄付金については、15件の指定寄付金の受け入れをしたためである。
- ・第19款の繰入金については、荒川右岸流域下水道維持管理負担金の返還金により、下水道事業特別会計繰入金を一般会計に新たに計上ものによる。一方で、財政調整基金繰入金を減額したため、最終的に897万1,000円の増額を計上した。
- ・第21款の諸収入については、埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金精算金を受け入れたほか、新たに次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金を計上する一方、事業費の確定に伴い、スポーツ振興くじ助成金を減額することにより、全体的には1,010万1,000円を減額している。
- ・第22款の市債については、事業費の確定に伴い、中央公園陸上競技場改修事業債を減額する一方、小学校耐震改修事業債を増額するほか、新たに中学校耐震改修事業債や消防団無線デジタル化事業債を計上することによる、2億7,030万円の増額となった。
- ・歳出の総務費については、庁舎の耐震補強工事設計委託料を計上し、2,009万円の増額となった。
- ・民生費については、埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金などを減額することにより、

5, 240万1, 000円を減額となった。

- ・衛生費については、実績に伴い、ごみ焼却処理施設運転管理委託料などを減額する一方、各種個別予防接種委託料などを増額することにより、70万7, 000円増額となった。
- ・商工費については、申請件数の増加に伴い、個人住宅リフォーム資金補助金などを増額することにより、927万8, 000円増額となった。
- ・土木費については、実績に伴い、下水道事業特別会計繰入金などを減額することにより、4, 219万4, 000円減額となった。
- ・消防費については、新たに消防団無線デジタル化のため、機購入費を計上することから、3, 030万6, 000円の増額となった。
- ・教育費については、中央公園陸上競技場改修事業の契約額の確定に伴い、公園体育施設の改修工事費を減額する一方で、新たに、小学校8校、中学校5校の体育施設等の耐震補強に要する工事費などを計上することで、2億9, 852万1, 000円の増額となった。
- ・諸支出金については、土地開発基金繰出金を、18万9, 000円増額したものである。

[質疑等]

なし

議案第9号 平成25年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
(藪塚健康づくり部長)

- ・歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6, 599万2, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7, 319万5, 000円とするものである。
- ・歳入の第3款国庫支出金については、保険給付費の減額に伴い、4, 867万6, 000円を減額したものである。
- ・第6款の県支出金については、実績に伴い、第1項の県負担金を283万9, 000円増額し、第2項の県補助金を、1, 152万5, 000円を減額するものである。
- ・第7款の共同事業交付金については、実績の伴い、1億1, 626万8, 000円を減額するものである。
- ・第9款繰入金、第1項一般会計繰入金については、実績に伴い、760万4, 000円を増額するものである。
- ・歳出の第2款保険給付費については、医療費の動向を勘案し減額するものである。
- ・第1項の療養給付費については、一般及び退職被保険者療養給付事業の減額などで、療養諸費全体で、1億4, 049万5, 000円を減額したものである。
- ・第2項の高額療養費については、一般及び退職被保険者高額療養費支給事業を、5, 222万円減額したものである。
- ・第4項の出産育児諸費については、1, 386万円を増額したものである。

- ・第5項の葬祭諸費については、130万円を増額したものである。
- ・第7款の共同事業拠出金については、1,135万3,000円を増額したものである。

[質疑等]

なし

議案第10号 平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

(比留間都市建設部次長兼道路交通課長)

- ・歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,285万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,862万5,000円とするものである。
- ・歳入の第3款繰入金については、一般会計からの繰入金を、3,496万5,000円減額するもので、諸収入の雑入については、埼玉県からの荒川右岸流域下水道維持管理負担金の平成22年度から平成24年度末までの累積収支差額の余剰金の返還金で、1億7,782万円を新たに受け入れるものである。
- ・歳出の第1款下水道総務費、第1目一般管理費については、荒川右岸流域下水道維持管理負担金返還金の1億7,782万円のうち、86万5,000円を和光市並びに新座市へ返還し、残りの1億7,695万5,000円を一般会計に繰り出すものである。
- ・和光市並びに新座市は、その一部の区域が本市公共下水道に接続されており、当該使用水量分の維持管理費用を本市に支払っているため、使用水量の割合に応じて、両市に返還するものである。
- ・第2款下水道事業費、第1目雨水管事業費については、根岸台第3幹線実施設計委託の実施を来年度に延ばすことから、3,496万5,000円減額するものである。
- ・第2表繰越明許費については、污水管建設事業並びに雨水管建設事業の年度内完成が困難なため、翌年度に繰り越すものである。

[質疑等]

なし

議案第11号 平成25年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

(藪塚健康づくり部長)

- ・歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,986万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億4,670万5,000円とするものである。
- ・歳入の第7款繰入金については、介護保険保険給付費支払基金からの取り崩しで、4,986万2,000円を増額するものである。
- ・歳出の第2款保険給付費については、給付実績に伴い、居宅介護等サービス給付費負担金を、4,986万2,000円増額するものである。

[質疑等]

なし

議案第12号 平成25年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
（藪塚健康づくり部長）

- ・歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,686万5,000円とするものである。
- ・歳入の第2款繰入金については、県と市の保険基盤安定負担金の確定に伴い、108万2,000円を減額するものである。
- ・歳出の第2款後期高齢者医療広域連合納付金についても、県と市の保険基盤安定負担金の確定により、108万2,000円を減額するものである。

[質疑等]

なし

議案第13号 朝霞市社会教育委員設置条例の一部改正する条例について  
（島村生涯学習部長）

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、社会教育法が一部改正され、社会教育委員の設置に係る委嘱の基準等について、条例で新たに規定するものである。
- ・公募委員枠を新たに設け、更なる市民参画を図る。
- ・この改正については、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第14号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
（小林総務部長）

- ・本市の厳しい財政状況を考慮し、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間、職員の地域手当の支給割合を、現行の10%から9%に引き下げるものである。
- ・この改正については、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第15号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
（藪塚健康づくり部長）

- ・長引く景気低迷により、歳入の国民健康保険税の調定額が減少していた。歳出では、後期高齢者支援金等が毎年増加しており、国民健康保険業務の健全な運営を図るため見直しを行うものである。
- ・内容については、平成23年度から実施している後期高齢者支援金等分の均等割りの2,000円減税を元の9,000に戻すものである。
- ・賦課限度額を77万円に改めるものである。
- ・医療保険分の所得割を現行の7.5%から7.7%に、介護保険分の所得割を現行の0.9%から1.7%に、後期高齢者支援金分の所得割を現行の0.9%から2.0%にそれぞれ引き上げるものである。
- ・改定率については、平成25年度の調定額と比較して14.3%の引き上げとなる。
- ・この改正については、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

#### 議案第16号 朝霞市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例について

(藪塚健康づくり部長)

- ・本市に居住する高齢者に対し、敬老祝金の給付を行うことにより、敬老の意を表すとともに、長寿を祝福することを目的として給付しているものであるが、急速な高齢社会の進展に伴い、財政の効率的運営を図るため、敬老祝金の給付対象者及び給付額を変更するものである。
- ・満80歳及び満90歳の方への給付を削除し、満88歳の方へは現行の3万円を1万円に、満99歳の方へは現行の5万円を1万円に、満100歳の方へは現行の6万円を3万円に減額するものである。
- ・この改正については、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

#### 議案第17号 朝霞市機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について

(田中審議監)

- ・平成26年4月1日の機構改革の実施に伴い、関連する条例の、課の名称を変更する条例をまとめて整理するものである。
- ・第17条の朝霞市消防賞じゅつ金等審査委員会条例について、現在、総務部長が充て職となっているが、市職員に変更するものである。
- ・この改正については、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]



なし

議案第18号 朝霞市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

(吉川都市建設部次長兼都市計画課長)

- ・朝霞市都市計画審議会条例に基づき設置している朝霞市都市計画審議会において、市民の参画機会の充実を図るため、新たに公募市民の枠を設置するとともに、より専門的な意見を求めることを目的として、委員構成及び定数を変更するものである。
- ・審議会の委員構成については、法令の規定に基づいて定めている。その中の市議会議員については、昨年12月に附属機関等の委員の改正が行われたばかりのため、現行の5名を予定している。
- ・委員の代理出席については、緑化推進会議と同様に原則認めないが、関係行政機関の職員については、委員本人と同等程度に組織としての意思を表明しうる者の代理出席を認めるものとする。

[質疑等]

なし

議案第19号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

(小林総務部長)

- ・現在、市長の給料月額を20%、副市長及び教育長の給料月額を10%減じているが、平成26年4月1日から平成27年3月31日については、市長の給料月額を30%、副市長及び教育長の給料月額を20%減じる特例措置を実施するものである。
- ・この改正については、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第20号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

(三田福祉部長)

- ・限られた財源を効率的・効果的に活用するために、県の補助金の支給対象外である、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の給付について見直しを行ったため、条例の一部を改正するものである。

[質疑等]

なし

議案第21号 朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例について

(三田福祉部長)

- ・限られた財源を効率的・効果的に活用するために、手当額の見直しを行うものである。
- ・手当額を一律、月額8,000円とし、併せて特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の受給者について、支給対象から除くものである。

[質疑等]

なし

議案第22号 朝霞市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

(三田福祉部長)

- ・限られた財源を効率的・効果的に活用するために、支給内容の見直しを行うもので、県の補助金の支給対象外である、入院時食事療養標準負担額を支給対象医療費から除くものである。

[質疑等]

なし

議案第23号 朝霞市ひとり親家族等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

(三田福祉部長)

- ・限られた財源を効率的・効果的に活用するために、支給内容の見直しを行うもので、県の補助金の支給対象外である、入院時食事療養標準負担額を支給対象医療費から除くものである。

[質疑等]

なし

議案第24号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

(細沼会計管理者)

- ・平成26年4月1日から消費税率が8%に変更されることを踏まえ、低炭素建築物新築等計画の認定等の申請手数料のうち、消費税分に相当する額を改めるものである。

[質疑等]

なし

議案第25号 朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例一部を改正する条例について

(小林総務部長)

- ・従前の朝霞市災害派遣手当等の支給に関する条例に、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、都道府県又は市町村は、派遣された国等の職員に対し、災害派遣手当を支給できるようになったことから、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、改正するものである。

- ・この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第 26 号 朝霞市地域福利基金条例を廃止する条例について

(三田福祉部長)

- ・社会経済情勢の変化を踏まえ、基金原資の有効活用を図るため、本条例を廃止するものである。

[質疑等]

なし

議案第 27 号 朝霞市庁舎等整備方針検討委員会条例を廃止する条例について

(小林総務部長)

- ・平成 24 年 11 月から、整備方針について検討していたが、平成 25 年 10 月に整備方針をまとめ市長に提言が行われたことから、本条例を廃止するものである。

[質疑等]

なし

議案第 28 号 朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会条例について

(小林総務部長)

- ・今後、市庁舎の耐震化事業に係るプロポーザルの実施にあたり、その内容が最も優れた者を厳正かつ公平に選定するために審査を行うことを尾もなじむとする、朝霞市庁舎施設耐震化事業プロポーザル選定委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、新たに制定するものである。
- ・この条例については、平成 26 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第 29 号 朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会条例について

(田中審議監)

- ・朝霞市基地跡地利用計画を見直すにあたり、朝霞市基地跡地利用計画見直し検討委員会を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、新たに制定するものである。
- ・この条例については、平成 26 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第30号 朝霞市債権管理条例について

(小林総務部長)

- ・市の債権管理に関する事務処理についての一般的基準等を定めることにより、これまで各債権所管課が個別に行っていた「台帳の整備」、「督促」などの事務について、全庁的な手続きの明確化、統一化を図るとともに、債務者が破産したとき、私債権において消滅時効に係る事項期間が満了したときなど、徴収不能となった債権の放棄を適切に行うことについて必要な事項を定めるため、新たに制定するものである。
- ・この条例については、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第31号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

(小林総務部長)

- ・同組合を組織する地方公共団体のうち、彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、同組合規約を変更することについて協議する必要があるため、地方自治法第290条の規定により提出するものである。
- ・この変更については、平成26年4月1日から施行することとなる。

[質疑等]

なし

【結果】

- ・原案のとおり、決定とする。

【閉会】